

ぼだいじデイサービスセンターいこい 介護予防認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が開設するぼだいじデイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下、「通所介護従事者」という）が、心身機能の改善等を通じて要支援者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所の介護予防認知症対応型通所介護事業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより要支援者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 上記のほか、「湖南市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」の規程を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名 称 ぼだいじデイサービスセンター いこい
- (2)所在地 滋賀県湖南市菩提寺東四丁目1番5号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1)管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて介護予防通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたって、既に介護予防

サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(2) 生活相談員 1～2単位 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、介護予防通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(3) 介護職員 1～2単位 2名以上

介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1～2単位 1名以上

介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本事業所職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(12月30日～1月3日を除く)

(2) 営業時間 8時30分から19時00分とする。

・基本サービス提供時間帯 9時00分から17時00分までとする。

・延長可能時間帯 17時00分から18時30分とする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、介護予防認知症対応型通所介護と認知症対応型通所介護を包括して、1単位 12人 2単位 11人とする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 介護予防認知症対応型通所介護の内容は次の通りとし、介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 入浴サービス

(2) 生活相談

(3) レクリエーション

(4) 日常生活動作の機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) 食事の提供

2 前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 本事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用
　　通常の事業実施地域を越える地点から、1kmにつき100円
- (2) 通常要する時間を超える介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の介護予防認知症対応型通所介護に係る基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用　昼食代：800円/1食（おやつ付）毎月1回は、なないろ給食の日とし、特別メニュー代として900円/1食とする。
- (4) おむつ代　　　　　　　　実費
- (5) 前号に掲げるもののほか、介護予防認知症対応型通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適當と認められる費用
　　レクリエーションに係る費用（外出レクリエーション時の入園料等）、材料代等の実費
- (6) キャンセル料　　利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合、
　　昼食代800円
　　なお、利用者の心身の状態の急な変化による連絡の遅れは除くものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、湖南市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、介護予防認知症対応型通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

（緊急時における対処方法）

第10条 本事業所に勤務する職員は、介護予防認知症対応型通所介護事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、通報及び関連機関との連携体制を整備し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携およ

び協力を行う体制を構築するように努める。

(苦情処理)

第12条 提供した介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るために研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江ちいしば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職員の兼務・設備の共用)

- 第17条 この規定に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する認知症対応型通所介護事業所ぼだいじデイサービスセンターと兼務、共用するものとする。

- (附則) この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成21年12月18日から施行する。
(附則) この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成27年10月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成29年 2月 1日から施行する。
(附則) この規程は、平成29年11月 1日から施行する。

- (附則) この規程は、平成29年12月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 元年 8月26日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。